

改正概要説明書	
国名： オーストラリア	法令名： 特許規則
改正情報： 2015 年 8 月 25 日統合， 2015 年特別法規書 No. 88 までの改正を含む， 2015 年 9 月 4 日登録	
改正概要：	
<p><b>1. 序章の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解釈において，「TRIPS 理事会」，「有資格輸入国」，「後発開発途上国」，「WTO 協定」及び「WTO 加盟国」が追加された(規則 1. 3)。有資格輸入国の定義が規定された(規則 1. 4A)。</li> </ul>	
<p><b>2. 特許権，所有権及び有効性の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 以上の特許権者の何れかが申請をする場合において，その申請者は申請書と共に，申請の基礎となる事実を記載した通知書を提出しなければならない旨が規定された(規則 2. 1)。</li> </ul>	
<p><b>3. 出願から受理までの改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮明細書について，「承認された様式」の他に期限についての要件が明確となった(規則 3. 2)。</li> <li>・ 明細書の記載要件について，「当該技術の熟練者によって実施されるために十分に明瞭かつ十分に完全な方式で発明を開示」することとなった。微生物の説明についても同様である(規則 3. 12(4)，(5))。</li> <li>・ 優先日及び仮出願日の判断においても，基礎出願や仮出願の明細書の記載が「当該技術の熟練者によって実施されるために十分に明瞭かつ十分に完全な方式で発明を開示」していることが必要となった(規則 3. 13A, 規則 3. 13B, 規則 3. 13C, 規則 3. 13D, 規則 3. 13E)。</li> <li>・ PCT 出願，条約出願，完全出願及び分割出願に関して，微生物の説明を要件とする開示の所定の事情が明確となった(規則 3. 13A(6)，規則 3. 13B(5)，規則 3. 13C(4)，規則 3. 13D(5)，規則 3. 13E(4))。</li> <li>・ 微生物の試料の分譲に関して明確化された(規則 3. 25)。</li> <li>・ 標準特許の出願の主題である微生物についての証明の請求事項が新設された(規則 3. 25A-規則 3. 25H)。</li> <li>・ 微生物に関する仮明細書についての事項が新設された(規則 3. 32)。</li> </ul>	
<p><b>4. 強制ライセンス及び特許の取消</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許医薬発明の強制ライセンスに関して，申請事項や届出要件が新設された(規則 12. 2A-規則 12. 2F)。</li> </ul>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>規則 1. 3</b></li> </ul> <p>(1)において「TRIPS 理事会」，「有資格輸入国」，「後発開発途上国」，「WTO 協定」及び「WTO 加盟国」が追加された。</p>	

• **規則 1. 4A**

新設規則である。

• **規則 2. 1**

(2) (b) が削除された。

• **規則 3. 2**

仮明細書の要件が明確化された。

• **規則 3. 2C**

(aa) は新設項である。

• **規則 3. 11**

「法律第 29B 条(2) 及び第 38 条(1A)」が「法律第 38 条(1A)」に変更された。

• **規則 3. 12**

(5) は新設項である。

• **規則 3. 13A**

(1) (b) (ii) は新設項である。

(4) において PCT 出願書類に関して明確化された。

(6) は新設項である。

• **規則 3. 13B**

条約出願に関して明確化された。

(5) は新設項である。

• **規則 3. 13C**

仮出願に関して明確化された。

(4) は新設項である。

• **規則 3. 13D**

分割出願に関して明確化された。

(4) 及び(5) は新設項である。

• **規則 3. 13E**

(3) 及び(4) は新設項である。

• **規則 3. 15**

(3) は削除された。

• **規則 3. 25**

微生物の試料の分譲に関して明確化された。

• **規則 3. 25A-規則 3. 25H**

新設規則である。

• **規則 3. 32**

新設規則である。

• **規則 10. 1**

(1AA)が削除された。

• **規則 12. 2A-規則 12. 2F**

新設規則である。

• **規則 22. 5**

「1997年財務管理及び説明義務法第20条」が「2013年公共施策及び説明義務法第78条」に変更された。

• **規則 22. 18**

削除された。

• **規則 23. 37**

新設規則である。